

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_1

○江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

平成4年12月15日

規則第62号

(目的)

第1条 この規則は、江東区子どもの医療費の助成に関する条例(平成4年12月江東区条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平18規則45・一部改正)

(用語)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(社会保険各法)

第3条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める社会保険に関する法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(平10規則4・一部改正)

(施設の範囲)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設(通所により利用する施設を除く。)とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設
- (2) 前号に掲げる施設のほか、子どもに係る国民健康保険法(昭和33年法律第

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_1

192号)による世帯主又は前条各号に掲げる社会保険に関する法令(以下「社会保険各法」という。)による被保険者その他これに準ずるもののが負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設

(平10規則44・平11規則10・平18規則45・平18規則75・一部改正)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、前条各号に規定する施設において、児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している者は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から除くものとする。

(平18規則75・追加)

(医療証の交付申請)

第5条 条例第4条の規定による申請は、医療証交付申請書兼現況届(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 養育事実についての調査書(別記第2号様式。父母のいない子どもに係る申請の場合に限る。)
- (2) 子どもが国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者その他これらに準ずるものであることを証する書類
- (3) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、条例第4条の規定により申請があった場合において、条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)であると決定したときは、医療証(乳幼児にあっては別記第3号様式、児童にあっては別記第3号の2様式。)を交付し、対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書(別記第4号様式)により通知する。

3 区長は、前項の規定により乳幼児に係る医療証の交付を受けた者が、当該乳幼児が6歳に達する日後の最初の4月1日において児童に該当し、かつ、条例第3条に定める対象者に引き続き該当するときは、当該対象者に対し児童に係る医療証を交付するものとする。

(平5規則90・一部改正、平6規則1・旧第8条繰上・一部改正、平16規則35・平18規則75・平18規則78・平19規則56・平19規則62・一部改正)

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_1

(医療証の有効期間)

第6条 医療証の有効期間は、次に掲げる日から最初に到来する9月30日までとし、以後1年ごとに更新する。ただし、当該有効期間は、乳幼児にあっては6歳に達する日以後における最初の3月31日、児童にあっては15歳に達する日以後における最初の3月31日を超えないものとする。

(1) 申請日の属する月(以下「医療証申請月」という。)の初日において受給資格を有しているとき 医療証申請月の初日

(2) 医療証申請月の途中で受給資格を有するに至ったとき 受給資格を有するに至った日

2 前項の規定にかかわらず、医療証申請月が出生又は転入した日(以下「出生日等」という。)の属する月と異なり、かつ、対象者が出生日等から1月以内に医療証を申請したときの有効期間は、当該出生日等からとする。

(平8規則9・全改、平10規則44・平12規則109・平13規則47・平18規則78・平19規則62・一部改正)

(医療証の再交付)

第7条 条例第4条の規定により医療証の交付を受けた対象者(以下「医療証交付対象者」という。)は、医療証の破損、汚損又は紛失があったときは、医療証再交付申請書(別記第5号様式)により区長に医療証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請には、破損し、又は汚損した医療証を添付しなければならない。

3 医療証交付対象者は、医療証の再交付を受けた後において、紛失した医療証を発見したときは、速やかに紛失した医療証を区長に返還しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、区長の指定する電子情報処理組織(区長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と対象者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して医療証再交付申請書に記載すべき事項に署名付与(電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)をし、当該電子署名に係る電子証明書(電子署名に係る地方公

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_1

共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する電子証明書をいう。)を添付することをいう。)をし、区長に送信することによって、医療証再交付申請書に代えることができる。この場合において、破損し、又は汚損した医療証は、持参、郵送その他の方法により区長に提出しなければならない。

(平6規則1・旧第10条繰上、平17規則1・平18規則45・平18規則75・平18規則78・一部改正)

(助成の方法)

第8条 条例第7条の規定により対象者に助成する額を支払う場合は、次のとおりとする。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法により子どもに係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 子どもが都外に所在する病院、診療所若しくは薬局若しくはその他のもの(以下「病院等」という。)又は条例による医療費の助成を取り扱わない病院等で国民健康保険法若しくは社会保険各法により医療に関する給付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

(平6規則1・旧第11条繰上・一部改正、平14規則15・平18規則45・平18規則78・平19規則62・一部改正)

第9条 前条に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、子ども医療助成費支給申請書(別記第6号様式)により区長に申請しなければならない。

2 前条第1号に規定する理由により前項の申請を行う場合には、同号の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。

3 前条第2号に規定する理由により第1項の申請を行う場合には、国民健康保険法又は社会保険各法により受けた医療に関する給付の内容を証する書類及び領収書を添付しなければならない。

4 区長は、前3項の規定により申請があった場合において、医療費の助成をす

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_1

ることに決定したときは、子ども医療助成費支給決定通知書(別記第7号様式)により、助成をしないことに決定したときは、子ども医療助成費支給申請却下決定通知書(別記第8号様式)により通知する。ただし、子ども医療助成費支給決定額が子ども医療助成費支給申請額と同額のときは、対象者への払込みをもって、子ども医療助成費支給決定通知書に代えることができる。

(平6規則1・旧第12条繰上、平18規則45・平18規則75・平19規則56・平19規則62・一部改正)

(届出)

第10条 申請した事項に変更が生じたことに基づく条例第8条第1項に規定する届出は、子ども医療費助成申請事項変更(消滅)届(別記第9号様式)に、医療証及び申請した事項の変更の事実を証することができる書類を添えて、提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第23条の規定による転居届があったときは、その届出と同一の事由に基づく同項の届出があったものとみなす。この場合において、医療証は、区長に提出しなければならない。

3 医療に関する給付を受ける事由が第三者の行為によるものであることに基づく条例第8条第1項に規定する届出は、区長が別に定める書面により行わなければならない。

4 条例第8条第2項に規定する届出は、医療証交付申請書兼現況届に、区長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。ただし、区長が第12条の規定による公簿等の確認により当該届出に係る事実を確認することができると認めたときは、当該届出を省略させることができる。

(平5規則90・一部改正、平6規則1・旧第13条繰上・一部改正、平16規則35・平18規則45・平18規則75・平18規則78・一部改正)

(受給資格の消滅)

第11条 区長は、医療証交付対象者からの届出又は公簿等による確認により、医療証交付対象者が資格を失う、又は失ったと認めたときは、子ども医療費

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_1

助成資格消滅通知書(別記第10号様式)により当該医療証交付対象者又は医療証交付対象者であった者に通知する。

2 医療証交付対象者は、医療証交付対象者でなくなったときは、速やかに医療証を区長に返還しなければならない。

(平5規則90・一部改正、平6規則1・旧第14条繰上、平16規則35・平18規則45・平18規則75・平18規則78・一部改正)

(公簿等の確認)

第12条 区長は、条例及びこの規則の施行のため必要と認めるときは、公簿等を確認することができる。

2 区長は、この規則の規定により申請書又は届書に添付しなければならない書類により証明すべき事実を前項の規定により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(平16規則35・全改)

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(平6規則1・旧第16条繰上)

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。ただし、第11条、第12条及び第13条第3項の規定は同年4月1日から、第9条第1項の規定は平成6年1月1日から施行する。

附 則(中間省略)

附 則(平成12年規則第109号)

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_1

正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成13年規則第47号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第15号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第8条に2号を加える改正規定は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成16年規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第1号)

この規則は、平成17年1月25日から施行する。

附 則(平成18年規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第8条の規定は、平成18年4月1日以後に行われる医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年規則第75号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_1

附 則(平成18年規則第78号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成19年1月1日以後に行われる医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成19年3月31日までの間における新規則第8条の適用については、児童にあっては、同条第2号中「都外」とあるのは「江東区外」と読み替えるものとする。
- (準備行為)
- 4 新規則第5条の規定による児童に係る医療証の交付の申請、当該医療証の交付その他の手続きは、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成19年規則第56号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第62号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成19年10月1日以後に行われる医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- (準備行為)
- 3 新規則第5条の規定による児童に係る医療証の交付の申請、当該医療証の交付その他の手続きは、施行日前においても行うことができる。

【届出_根拠規範】13_東京都江東区_1_1

附 則(平成19年規則第68号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成23年規則第51号)

この規則は、平成24年1月4日から施行する。

附 則(平成27年規則第77号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。